

令和7年度より厚生活動自由選択事業が変わります!!
ベネフィット・ステーションカフェテリアプランから振興会独自の福利厚生ポイントへ

新事業：「福利厚生ポイント」（令和7年度より開始）

毎年福利厚生ポイントとして振興会ポイントを付与し、そのポイントの範囲内で各自の生活スタイルや価値観に合ったメニューを選択、利用分についてポイント利用申請、ポイント精算申請を行うことで事後精算（キャッシュバック）が受けられる事業です。

【福利厚生ポイントの特徴】

- ・事後精算(会員本人口座へのキャッシュバック)方式で利用できます。
- ・毎年、福利厚生ポイントとして振興会ポイント5,000ポイントを付与します。
- ・ポイント利用は対象施設の指定はなく、対象メニューであればどの施設でも利用可能。
- ・申請はWEBシステムからでPC・スマートフォンからアクセスできます。（紙による申請も可能）
- ・福利厚生ポイントは、1ポイント=1円として利用できます。
- ・福利厚生アウトソーシング事業者に委託するものではなく、振興会が独自に行うものです。

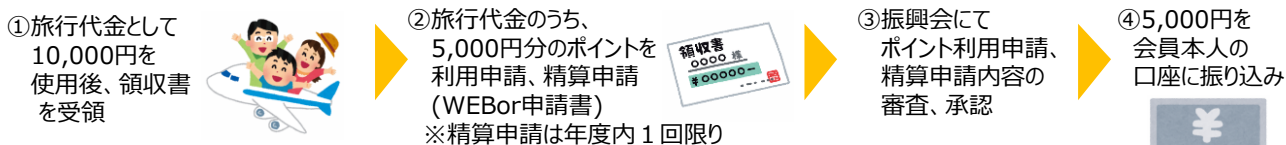
変更前		変更後	
ベネフィット・ステーションカフェテリアプラン		福利厚生ポイント	
付与ポイント数	カフェテリアポイント 5,000ポイント	付与ポイント数	福利厚生ポイント 振興会ポイント 5,000ポイント
ポイント利用 対象施設	カフェテリアポイント 対象施設のみ	ポイント利用 対象施設	対象メニューであれば 施設の指定なし
ポイント利用申請	施設利用前の事前申請	ポイント利用申請	施設利用後の 事後申請
ポイント申請方法	WEB	ポイント申請方法	WEB、申請書（紙）

福利厚生ポイント利用対象メニュー

対象施設の指定はなく、①健康管理・増進活動、②リフレッシュ活動、③自己啓発、④生活等に関する対象メニューであればポイント利用が可能です！

対象メニュー例	
健康診断（人間ドック等）	レジャー施設、文化施設利用費用
予防接種	通信教育、カルチャーセンター受講料
旅行費用（宿泊、交通費等）	育児利用費用
スポーツ観戦、文化施設鑑賞チケット購入費用	介護利用費用

【利用例】対象メニューの「旅行費用」で支払った代金を、福利厚生ポイントとして申請する場合



事業の詳細や利用方法等については
振興会ホームページ・振興会NEWS・振興会ハンドブック等にて随時お知らせしていきます!!

現行事業：「ベネフィット・ステーション カフェテリアプラン」（令和6年度にて終了）

ベネフィット・ステーションの各サービスについては、令和7年5月1日以降利用ができなくなります。カフェテリアポイントに加えて、施設の割引利用やベネフィット・ステーションから付与される「ベネポ」、ベネフィット・ステーション経由で入手したデジタルチケット等についても、利用期限は令和7年4月30日までとなります。
 ※マイページ等で、利用期限が令和7年5月1日以降と表示されている場合でも、会員の皆様が利用できるのは4月30日までとなるためご注意ください。
 ※令和7年5月1日以降は、ベネフィット・ステーションの会員専用ページにログインができなくなります。